

平成 21 年 4 月 1 日規程第 1 号

地方独立行政法人静岡県立病院機構役員規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「法人」という。）の役員について必要な事項を定めるものとする。

(種別)

第 2 条 役員は、理事長、副理事長、理事及び監事とする。

(勤務等)

第 3 条 理事長、副理事長及び理事（職員を兼務する者に限る。）は、常勤とする。

2 職員を兼務する役員の労働条件等は、この規程及び他の規程に別の定めがあるもののほか、法人の常勤の職員の就業規則を適用する。

3 前 2 項に規定する役員以外の役員は、非常勤とする。

(責務)

第 4 条 役員は、法人の使命とその業務の公共性を自覚し、法人の発展のために職務にあたらなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(営利事業の従事)

第 5 条 常勤の役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事する場合は、理事長（理事長にあつては静岡県知事）の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第 6 条 役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(政治的行為)

第 7 条 役員は、在任中、法人の名称を用いて政治活動を行ってはならない。

(倫理)

第 8 条 役員の職務に係る倫理については、地方独立行政法人静岡県立病院機構職員倫理規程に準じて取り扱うものとする。

(報酬等)

第 9 条 役員に対する報酬等は、地方独立行政法人静岡県立病院機構役員報酬規程の定めるところによる。

(旅費等)

第 10 条 理事長は、業務上必要がある場合には、役員に出張を命じることができる。

2 役員が、法人の業務のため旅行するときは、地方独立行政法人静岡県立病院機構職員旅費規程に準じて旅費を支給し、又はその費用を弁償する。

(災害補償)

第 11 条 常勤の役員の業務上の災害又は通勤途上における災害については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところにより、補償を行う。

2 地方公務員災害補償法及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 150 号）の適用を受けない役員は、業務上の災害又は通勤途上における災害については、別に定める地方独立行政法人静岡県立病院機構非常勤役員等災害補償規程により、補償を行う。

（退職）

第 12 条 役員は、任期の満了前に役員を辞任しようとするときは、できる限り早い時期に、その任命権者に申し出るものとする。

（副理事長又は理事の解任）

第 13 条 理事長は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 17 条第 2 項又は第 3 項の規定により副理事長又は理事を解任するときは、当該副理事長又は理事に弁明の機会を付与しなければならない。

（委任）

第 14 条 この規程に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年規程第 18 号）

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。